

## 令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化について

### 「対象及び保育の必要性」

区分	保育の必要性	3～5歳	0～2歳 (非課税世帯)	区内対象施設数 (R1.10現在)
幼稚園(新制度移行)	-	無償	-	区立:20園、私立:1園
幼稚園(新制度未移行)	-	月2.57万円まで	-	私立:10園
認定こども園	2号・3号認定 ○	無償	無償	私立:3園
認可保育園 地域型保育(小規模・居宅等)	○	無償	無償	(認可保育園) 区立:29園、公設民営:15園、私立:93園 (小規模認可保育園) 私立:18園
幼稚園の預かり保育	○	月1.13万円まで	-	私立幼稚園:8園 私立認定こども園:2園
認可外保育施設等 (一時保育、病児保育、ファミリーサポート等も含む)	○	月3.7万円まで	月4.2万円まで	(認証保育所) 私立:42園 (保育ルーム) 私立:3園 (定期利用保育) 区立1園、私立:6園 等
就学前の障害児の発達支援	-	無償	無償	(児童発達支援) 16か所 (医療型児童発達支援) 1か所 (保育所等訪問支援) 2か所 (医療型障害児入所施設) 1か所

### 「利用料について」

#### 1 幼稚園、認定こども園(1号)等

- 新制度の区立幼稚園、認定こども園、私立幼稚園は完全無償化
- 新制度未移行の私立幼稚園は、都・区補助継続により実質無償に
- 幼稚園類似施設は無償化の対象外であるが、私立幼稚園(未移行)と同様になるよう都・区が補助を実施

区分	新制度移行園		新制度未移行園		
	区立幼稚園(20園)	認定こども園(3園) 私立幼稚園(1園)	私立幼稚園(10園)	幼稚園類似施設(2園) 【都認定】※無償化対象外	幼児施設(1園) ※無償化対象外
現行 (令和元年9月まで)	世帯の所得状況により <b>0円～7,000円</b> 【区が定める(条例)】	世帯の所得状況により <b>0円～18,700円</b> 【区が定める(規則)】	<b>25,000円～33,000円</b> 【園が定める】 保育料補助金 (・就園奨励費補助金(国) 0円～25,700円 ・保護者補助金(都) 0円～6,200円 ・保護者補助金(区) 一律9,000円)	<b>22,500円～26,000円</b> 【園が定める】 保育料補助金 (・就園奨励費補助金(区) 0円～25,700円 ・保護者補助金(都) 0円～6,200円 ・保護者補助金(区) 一律9,000円)	<b>34,000円</b> 【園が定める】 保育料補助金 (・保護者補助金(区) 一律9,000円)
無償化実施後 (令和元年10月以降)	<u>すべての世帯</u> <b>0円</b> 【区が定める(条例)】	<u>すべての世帯</u> <b>0円</b> 【区が定める(規則)】	<b>25,000円～33,000円</b> 【園が定める】 保育料補助金 (・施設等利用給付(国) 一律25,700円 ・保護者補助金(都) 1,800円～6,200円 ・保護者補助金(区) 一律9,000円)	<b>22,500円～26,000円</b> 【園が定める】 保育料補助金 (・施設等利用給付相当(都・区) 一律25,700円 ・保護者補助金(都) 1,800円～6,200円 ・保護者補助金(区) 一律9,000円)	<b>34,000円</b> 【園が定める】 保育料補助金 (・保護者補助金(区) 一律9,000円)

## 2 認可保育園、認定こども園（2号）、認可外保育施設

- 認可保育園、認定こども園（2号）は完全無償化
- 認可外保育施設は、認可保育園平均保育料の上限月37,000円（3～5歳）を無償化  
非課税世帯の0～2歳は上限月42,000円を無償化  
 その上で、既存の保護者負担軽減（1～5万円）の水準を維持し、世帯の状況（所得、多子）により、  
上限5万円までの区補助継続

### 3～5歳および0～2歳（非課税世帯）

区分	認可保育園	認証保育所（認可外保育施設）	
	保育料・約8,000人	保育料	保育料補助
現行	<b>0円～2.77万円</b> (所得等に応じて区が定める)	概ね <b>4万円～7万円</b> 程度 (園が定める)	<b>【保護者負担軽減（区）】</b> 就学前児童の人数、所得に応じて <b>1万円～5万円</b>
無償化後	<b>0円</b>	概ね <b>4万円～7万円</b> 程度 (園が定める)	<b>【施設等利用給付（国）】</b> <3～5歳>一律 <b>3.7万円</b> <0～2歳非課税>一律 <b>4.2万円</b> <b>【保護者負担軽減（区）】</b> 上記に加え、就学前児童の人数、所得に応じて <3～5歳> <b>1.3万円</b> まで <0～2歳非課税> <b>0.8万円</b> まで

### 0～2歳（課税世帯）

区分	認可保育園	認証保育所（認可外保育施設）	
	保育料・約5,000人	保育料	保育料補助
現行	<b>0.31万円～7.77万円</b> (所得等に応じて区が定める)	概ね <b>4万円～7万円</b> 程度 (園が定める)	<b>【保護者負担軽減（区）】</b> 就学前児童の人数、所得に応じて <b>1万円～5万円</b>
無償化後	<b>変更なし</b> (無償化対象外)	概ね <b>4万円～7万円</b> 程度 (園が定める)	<b>【保護者負担軽減（区）】</b> <b>変更なし（補助継続）</b> ※「保育の必要性」の認定が必要となる

## 3 就学前の障害児の発達支援

- 3～5歳までのこどもについて完全無償化
- 0～2歳の住民税非課税世帯のこどもについては既に完全無償化
- 幼稚園、保育所、認定こども園と両方利用する場合は、ともに無償化の対象

### 《必要な手続きについて》

#### 保育の必要性の認定手続き等

- 幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育、認可外保育施設等を利用し、無償化の対象になるには、  
区に申請を行い、「保育の必要性」の認定を受ける必要があります。
- 通っている施設や、区ホームページで配布する申請書により手続きが必要です。
- 対象施設利用後に、期限内に申請書に領収書等を添付し、区に支給申請をします。

(手続き先)

- ・幼稚園（新制度未移行園）、幼稚園預かり保育：教育委員会事務局学務課幼稚園係
- ・認可外保育施設等：こども未来部保育課入園係